

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の15



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓 令

○鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（※） （職員厚生課取扱い） 1

訓 令

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
鹿 児 島 県 企 業
鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事	伊藤祐一郎
鹿 児 島 県 議 会 議 長	池畑 憲一
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長	上園 淳
鹿 児 島 県 代 表 監 査 委 員	弓指 博昭
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長	宮廻 甫允
鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者	福元 俊孝

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
鹿 児 島 県 企 業
鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿児島県職員安全衛生管理規程 平成18年鹿児島県監査委員訓令第1号 の一部を次

のように改正する。

第6条第2項中「総務部職員厚生課長」を「総務部総務事務センター長」に改める。

第8条第1項中「課等に，」を「課等に」に，「をもって充てる」を「が選任する」に改める。

第9条第1項中「安全衛生管理責任者が，その地区を管轄する」を「その地区を管轄する保健所に勤務する保健師のうちから，安全衛生管理責任者が，」に改め，同項ただし書を次のように改める。

ただし，本庁等地区にあっては本庁に勤務する保健師のうちから総括安全衛生管理者が選任し，鹿児島地区にあっては伊集院保健所に勤務する保健師のうちから安全衛生管理責任者が伊集院保健所長と協議の上選任する。

第13条第3項中「産業医は」の次に「，本庁等地区にあっては本庁に勤務する医師を」を加

え、「本庁」を「伊集院保健所」に、「保健所」を「その地区を管轄する保健所」に改める。

第16条第1項中「課等の長は」の次に「安全管理者」を加える。

第22条中「総務部職員厚生課」を「総務部総務事務センター」に改める。

第23条第2項中「並びに」を「及び」に改め、「及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関」を削り、同条第3項中「前項の出先機関等の長並びに」を「前項の出先機関等の長及び」に改め、「及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関の参事」を削る。

第25条第2項中「総務部職員厚生課長」を「総務部総務事務センター長」に改める。

第28条中「総務部職員厚生課」を「総務部総務事務センター」に改める。

第38条第3項中「療養休暇（延長）承認申請書」の次に「（別記第5号様式）」を加える。

別表第2中

鹿 児 島	鹿児島市
-------	------

を

本 庁 等	本庁等
鹿 児 島	鹿児島市（本庁等を除く。）

に改める。

別記第1号様式中

1 衛生管理者					免許取得年月日 年 月 日
---------	--	--	--	--	------------------

を

1 安全管理者					研修修了年月日 年 月 日
2 衛生管理者					免許取得年月日 年 月 日

に、

2 メンタルヘルス 推進者	を	3 メンタルヘルス 推進者	に、
3 安全衛生推進者		4 安全衛生推進者	
4 衛生推進者		5 衛生推進者	

5 作業主任者					
---------	--	--	--	--	--

を

6 作業主任者					免許取得年月日 年 月 日
---------	--	--	--	--	------------------

に改

める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。